

年度就学援助受給申請書（委任状 兼 振込依頼書）兄弟姉妹がいる場合は、一世帯につき一枚を提出してください。

住 所	(〒190-) 東京都立川市				TEL 自宅	振込依頼書		教育委員会使用欄 世帯番号 適用月 受付 入力 審査 住 住所世帯員□ 児税 氏名□ 有効期限□ 全世帯員□ 備考
					TEL 携帯	立川市長 殿 私に支給される就学援助費は、次の口座へ振り込んでください。 保護者署名		
保護者 氏名	(フリガナ)	続柄	性別	生年月日	職業・学校・学年	前年収入(1~12月分)	円	
			男・女	.			印	
	(フリガナ)		男・女	.	小 中 学 校 年	円	金融機関	
	(フリガナ)		男・女	.	小 中 学 校 年	円	銀行	
	(フリガナ)		男・女	.	小 中 学 校 年	円	信用金庫	
	(フリガナ)		男・女	.	小 中 学 校 年	円	農協	
(フリガナ)				支店名				
児童・中学生徒 姓氏名	(フリガナ)	男・女	.		円	支店		
	(フリガナ)	男・女	.		円	預金種別	支店番号	
	(フリガナ)	男・女	.		円	普通・当座		
	(フリガナ)	男・女	.		円	口座番号	※右詰で記入してください。	
	(フリガナ)	男・女	.		円	口座名義	※カタカナで記入してください。	
住宅の形態 ※○をつける。	1. 持家 2. 賃貸→次の申請理由がCの方は、賃貸契約書の写しを添付してください。 添付がない場合は、持家人と同じ条件で、家賃額の控除の適用をせずに判定処理を行います。							
申請理由	A. 生活保護を受けている B. 児童扶養手当を受けている C. 左記2つに該当しないが、援助を必要とする							

立川市教育委員会 殿 就学援助費の支給を受けたいので、次の条件を承諾の上、必要書類を添えて申請します。

- 立川市から受ける就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を就学生の校長に委任します。
- 学校が受給者より徴収すべきものがあるときは、就学援助費からこれを差し引き、校長を経由して差額分を支給することに同意します。**
- 立川市教育委員会の判定事務のため、私の世帯における課税状況等の確認を行うことを承認します。
- 提出された課税資料を立川市財務部課税課と共有することを承認します。
- 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うことを承認します。

年 月 日 保護者署名

印

保護者氏名

就学援助受付控

様

必 要 書 類 添 付 欄

裏面全面をお使いください。

校 長 所 見 (通常は不要、必要な場合のみ使用する。)

年 月 日

学校名

校 長

印

【お問い合わせ】
立川市教育委員会
学務課 学務保健係
立川市泉町1156番地の9
042-523-2111(内線2516)

現規則（除く様式）

○立川市教育委員会就学援助規則

平成 20 年 12 月 25 日教育委員会規則第 13 号

改正

平成 23 年 2 月 23 日教育委員会規則第 1 号

平成 28 年 3 月 24 日教育委員会規則第 7 号

平成 29 年 9 月 28 日教育委員会規則第 3 号

平成 30 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号

立川市教育委員会就学援助規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒及び次年度に就学を予定している者の保護者に対し、予算の範囲内において必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な推進に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有し、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定している者の保護者（法第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 当該年度又はその前年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者のうち、児童及び生徒を就学させることが困難なもの

イ 当該年度において児童扶養手当を受給しているもの

ウ 生活保護法第 8 条に規定する基準に基づき、当該年度の前年度における保護者が属する世帯の年間総収入額（以下「年間総収入額」という。）を 12 で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基準額を控除したものを、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が 100 分の 150 以下となるもの

エ 当該年度において主たる生計維持者の失職、死亡、離婚等による家計の急変により就学させることが困難なもの又は当該年度において就学援助費の受給について否認定の通知を受けた後出生等により世帯の構成人員数に変更があったもの。この場合においては、年間総収入額により判定する。

オ その他委員会が特に認めるもの

(申請)

第3条 就学援助（次項の規定による入学準備金の支給を除く。）を受けようとする者（以下「就学援助申請者」という。）は、年度ごとに就学援助受給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式。以下「就学援助申請書」という。）に、前条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であることを証する書類を添えて直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、就学援助申請者が前条第1号に該当するときは、その者に係る福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。

2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとする者（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金受給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて直接又は就学を予定している学校の校長を経由して委員会に提出しなければならない。

(認定)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助認定通知（第2号様式）又は就学援助否認定通知（第3号様式）により、就学援助申請者に通知する。

2 委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助費入学準備金支給認定通知（第3号様式の2）又は就学援助費入学準備金支給否認定通知（第3号様式の3）により、入学準備金申請者に通知する。

3 委員会は、前2項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるとときは、就学援助申請書又は入学準備金申請書の記載事項を公簿により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所長等の意見を聴くことができる。

4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、就学援助受給申請却下通知（第4号様式）又は就学援助費入学準備金受給申請却

下通知（第4号様式の2）により、これを就学援助申請者又は入学準備金申請者に返戻することができる。

（援助内容）

第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。

- (1) 学用品通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 新入学学用品通学用品費
- (4) 日光移動教室参加費・修学旅行参加費
- (5) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病を治療するものに限る。）
- (6) 学校給食費
- (7) 八ヶ岳自然教室参加費・スキー教室参加費
- (8) 卒業アルバム代
- (9) 入学準備金
- (10) その他委員会が必要と認めるもの

2 前項の規定により支給する額は、別に定める。

（支給期間）

第6条 受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）に対する就学援助費の支給期間は、別に定める。

（支給方法）

第7条 就学援助費は、受給者に直接又は校長（未就学児については、就学を予定している学校の校長をいう。以下同じ。）を経由して支給するものとする。

- 2 受給者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。ただし、当該受給者が未就学児に係る入学準備金のみを受給する場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により、校長を経由して就学援助費を支給する場合は、校長は、就学援助費振込先変更通知（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により校長を経由して就学援助費を支給する場合において、学校が受給者より徴収すべきものがあるときは、校長は、これを差し引いた額を当該受給者に支給するものとする。
- 5 就学援助費は、金銭をもって支給する。ただし、金銭によることが適当でないと認めるときは、現物をもって支給することができる。

6 前各項の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費については、受給者に対して医療券を交付し、その費用を委員会が医療機関又は薬局へ直接支払うものとする。

(変更)

第8条 受給者は、第3条の規定による申請に係る事項について、変更があったときは、直接又は校長を経由して委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届出を受けたときは、就学援助受給児童・生徒に係る変動通知（第6号様式）により、委員会に報告しなければならない。

(取消し)

第9条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第2項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 対象者の要件を失ったとき。

(2) 虚偽その他不正の申請により受給したとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、就学援助認定取消通知（第7号様式）又は就学援助費入学準備金支給認定取消通知（第7号様式の2）により、受給者及び校長に対してその旨を通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第10条 前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しを受けた者に対して既に支給された就学援助費のうち、受給資格がなく支給を受けたものについては、その全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。